

仕様等に関する質問回答表

件名	防府市役所本庁舎で使用する電気	入 札 日	令和8年7月17日
----	-----------------	-------	-----------

質問内容	【燃料費(等)調整単価について】 契約期間中は、一般送配電事業者(中部電力パワーグリッド株式会社様)の入札時の約款の算定方法に基づく単価を適用させていただいていただきますが、問題ございませんでしょうか。
回答内容	一般送配電事業者(中国電力ネットワーク株式会社)の最終保障供給約款で定める燃料費等調整額になります。

質問内容	【政府の電気料金支援について】 電気・ガス価格激変緩和対策措置や酷暑乗り切り緊急支援などの政府の支援政策が再度実施されることとなった場合、弊社では燃料費調整単価からのお値引きではなく、別項目を設けてのお値引きとなります。ご了承くださいませでしょうか。
回答内容	値引額について別項目を設けていただいて構いませんが、電力量料金の算出結果が燃料調整単価から電気・ガス価格激変緩和対策事業等による支援額を差し引いた場合と同じになるようにしてください。

質問内容	【請求書の送付方法について】 郵便物の配達遅延及び紛失への対策、改正電子帳簿保存法への対策、今般の社会情勢や環境配慮のためのペーパーレス化等を目的に、電気料金請求書等の帳票をWEBページでご確認いただく方法をご了承いただけますでしょうか。
回答内容	仕様書8.(3)に記載のとおり、請求書の提出方法は紙媒体とします。

質問内容	【請求書の発行について①】 弊社では仕様書や契約書(案)に記載がない場合、供給施設内にご入居されている企業様に対して分割して請求書を発行する事が出来ません。供給地点特定番号毎の請求書発行となりますが、ご了承くださいませでしょうか。
回答内容	了承します。
質問内容	【契約電力について】 現在の契約電力は仕様書記載のとおりでよろしいでしょうか。異なる場合はご教示ください。また現在の契約電力が500kW以上で仕様書の契約電力と異なる場合、協議制となり落札後に明確な根拠を提出して頂きますが可能でしょうか。(頂きました根拠が不十分だった場合、ご希望に沿えない可能性がございます。)
回答内容	現在の契約電力は「872kw」であり、契約電力の決定については協議制を採用しています。実績表等の提出は可能ですが、必要な根拠資料については落札者と別途協議します。
質問内容	【計量日について】 現在の計量日をご教示ください。
回答内容	毎月1日となります。

質問内容	【料金の請求について】 弊社では、計量結果の報告（通知書）を請求書に記載しているご利用の内訳で替えさせて頂いております。検針結果等の通知書を請求書発行前に別途行うといった対応は行っておりませんが問題ございませんでしょうか。また、検査合格後の日付にて請求書の再発行は致しかねますのでご了承くださいませでしょうか。
回答内容	問題ございません。 了承します。
質問内容	【料金のお支払方法について】 弊社では料金のお支払方法を銀行振込み、または口座振替のいずれかをお願いをしておりますが、ご了承くださいませでしょうか。
回答内容	了承します。
質問内容	【契約保証金の免除について】 入札説明書9.(3)にて記載の保証金の免除に該当となるには、どのようなお手続きでご判断いただけるのでしょうか。実績でご判断いただける場合、免除のための資料として契約書の写しでよろしいでしょうか。その他に必要な提出書類はございますでしょうか。 契約書の写しの提出の場合 電子契約で締結している実績については、契約書に押印はございませんが問題ないでしょうか。
回答内容	入札説明書9.(3)に記載のとおり、「過去2年以内に国もしくは地方公共団体との契約を履行している」資料を提出していただくこととなりますが、詳細については落札者と別途協議します。 電子契約で締結している実績については、契約書に押印がない場合も契約保証金免除の要件確認資料として提出可能です。ただし、契約が適法に締結されたことが確認できる電子署名情報、契約締結完了通知などの提出を求める場合があります。

質問内容	【データの閲覧について】 仕様書3.(3)に記載の30分ごとの供給電力量データについては、WEB ページよりご確認いただく方法をご了承いただけますでしょうか。
回答内容	閲覧のための費用(登録に係る費用、会員費等)が発生しない場合であれば了承します。
質問内容	【途中解約について】 仕様書等に記載の無い、契約期間中に施設の閉鎖や移転等により電力の供給停止に伴う途中解約が発生する場合、協議のうえでの解約となりますがご了承いただけますでしょうか。
回答内容	契約の解除については、契約書(案)に記載のとおりとします。 質問内容の場合、契約書(案)内の(契約の解除)に記載のある「甲は、予算の都合その他やむを得ない理由があるときは、この契約を解除することができる。」に基づき、協議することとします。
質問内容	【契約後の協議について】 当該地域を管轄する電力会社(一般送配電事業者を含む)による「制度変更」等の変更が行われた場合、「世界情勢や金融・燃料費変動によって入札時との状況の変化が発生した」事により、協議に応じていただくことは可能でしょうか。
回答内容	協議に応じることは可能です。